# 令和7年度 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金

# 記入例

=第4版= 令和7年10月28日

#### 【提出先・問い合わせ先】

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局 (JTB 京都支店内)

メールアドレス: zero-carbon-kyoto@bsec.jp

電 話 : 075-275-7263

## 更新履歴

更新日	主な更新内容
2025年4月25日	第1版公開
2025年5月1日	第2版
	・23 - 26 頁に「CO2 排出削減量計算書」の記入例を追記。
2025年6月23日	第3版
	・24 頁「CO2 排出削減量計算書」について、空調の設備の種類
	に関する記入例を修正。
	・27 頁に「太陽光発電自家消費率計算シート」の記入例を追記。
2025年10月28日	第 4 版
	・16・17 頁「1(3)別紙2 事業費内訳書」に留意事項を追記。
	・23 頁「1(7)付近見取図」に留意事項を追記。

# 目次

1		交付申請	4
	(1)	第1号様式(第6条関係) 交付申請書	4
	(2)	別紙1 事業計画書	6
	(3)	別紙2 事業費内訳書	16
	(4)	別紙3 断熱改修経費明細書(断熱改修のみ)	18
	(5)	見積書(様式自由)	
	(6)	別紙4 電力需要計算書	22
	(7)	付近見取図	23
	(8)	C02 排出削減量計算書	24
	(9)	太陽光発電自家消費率計算シート	28
	(10)	SII に登録されていることが分かる資料	29
	(11)	撤去前写真(空調、給湯のみ)	30
	(12)	関係図面(断熱改修のみ) −施工面積の求め方−	31
2		実績報告	38
	(1)	第 15 号様式(第 13 条関係) 実績報告書	
	(2)	写真の撮影について	
3		請求	
	(1)	第 17 号様式(第 15 条関係) 交付請求書	42
1	F	・く あろ不備	43

# 1 交付申請

## (1) 第1号様式(第6条関係) 交付申請書

第1号様式(第6条関係)

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	交付申請日 令和7年6月1日
申請者の所在地・住所	申請者
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能	(法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名
寺前町488番地	株式会社〇〇〇〇
	代表取締役 京都 太郎
	(個人の場合) 氏名
	電話番号 000 - 000 - 0000
	メールアドレス 〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額(千円未満切捨て)

金

3,006,000円

6

8

2 補助対象事業の内容

詳細は、事業計画書(別紙1)及び事業費内訳表(別紙2)のとおり ZEH、ZEH+については、事業計画書(別紙1)のとおり 既存住宅断熱改修については、事業計画書(別紙1)及び断熱改修経費明細書(別紙3)のとおり

3 補助対象事業の開始及び完了の予定日

補助対象設備	開始予定日	完了予定日
事業全体 ※複数の補助対象事業を実施する場合 は、以下に該当する補助対象設備ごとの 開始予定日及び完了予定日を記載してく ださい。	令和7年7月15日	令和7年9月20日
補助対象設備		
太陽光発電設備	令和7年7月15日	令和7年8月31日
蓄電池	令和7年7月15日	令和7年8月31日
高効率空調機器	令和7年7月20日	令和7年9月20日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日

- ●登付申請書を申請受付窓口に提出する日の年月日を入力してください。
- ②交付申請書に添付する本人確認書類上の内容と入力内容\*を一致させてください。 ※ 法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地、個人の場合は住所
- 3 (法人のみ) 申請者の商号又は名称、代表者の職名及び氏名を入力してください。
- (個人のみ)申請者の氏名を入力してください。
- ⑤日中連絡がつく電話番号やメールアドレス\*を入力してください。 ※ 法人の場合は、代表番号ではなく、申請手続を行う担当者の方の連絡先
- ⑥補助対象事業全体の開始予定日<sup>※1</sup>と完了予定日<sup>※2</sup>を入力してください。

7

2

- ※1 契約締結日又は工事着工日のいずれか早い方
- ※2 工事完了日又は工事費用の支払日のいずれか遅い方
- ⑦(複数の補助対象事業を実施する場合のみ)実施予定の補助対象設備をすべて入力してください。
- (2) (複数の補助対象事業を実施する場合のみ)補助対象設備ごとの開始予定日と完了予定日を入力してください。

#### 4 誓約事項

9

次の事項について相違ないことを誓約します。

- 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。
- 要綱第4条第2項の各号のいずれかに該当しないこと。
- 導入設備の使用状況について、京都市から実績報告の要請があった場合には、 発電実績等を提出すること。
- 導入設備について、補助金の受給完了後も、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること。
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第16条 に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てな いこと。
- 補助対象設備を導入する建築物(ただし、要綱第4条第1項第2号に掲げる者にあっては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。以下同じ。) 又は補助対象となる建築物の使用電力(補助対象設備を建築物以外に設置する場合は、当該設備の稼働に伴う使用電力を含む。)を、再エネ100%電力にし、また、少なくとも2030年度末まで継続すること。
- 補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物における使用電力量、その電源構成及び非化石証書の使用状況等の情報について、京都市が当該電力の供給契約先の小売電気事業者を介して匿名加工情報として取得し、本事業の推進のために利用することに同意すること。

5 補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の概要

 所在地
 京都府京都市上京区○○通○○下る○○町○○番地

 建築物全体
 450,00 m²

 住宅部分
 200,00 m²

- ※ 延べ面積については、住宅(併用住宅含む)への太陽光発電設備の導入の場合のみ記入してください。
- ※ 補助対象設備を建築物以外に設置する場合は、設置場所の所在地を記入してください。
  (略)
- **⑨**記載内容をよくお読みいただき、相違ないことをご確認いたうえで、チェックボックス「□|を「■|に変更してください。
- ⑩交付申請書に添付する建物登記上の所在地と入力内容を一致させてください。
- ⑪(住宅(併用住宅を含む)に太陽光発電設備を導入する場合のみ)交付申請書に添付する、住宅の延べ面積を証する書類と入力する面積を一致させてください。

10

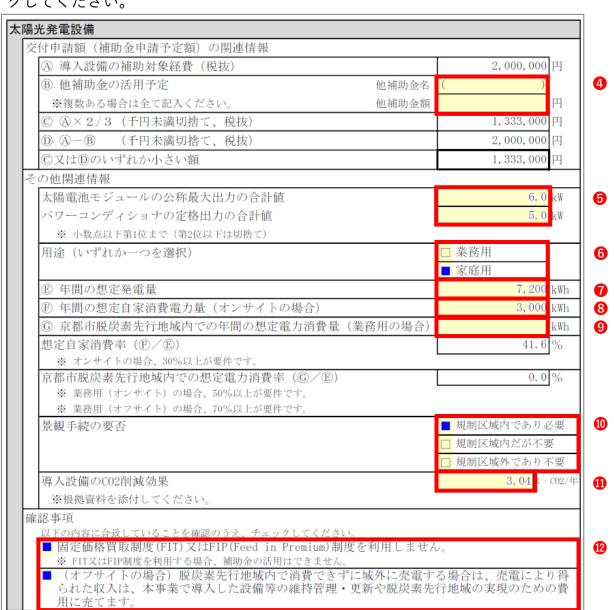
## (2) 別紙1 事業計画書

再エネ100%電力 への切替え <sup>※</sup>	□対	応済	(	令和	年		$\sim$ )		芯予定	ì	令和	7年9	月	$\sim$ )
申請者概要 (第4条第1項 における区分)	太陽光発電設備	蓄電池	充放電設備	充電設備	外部給電器	実施予 ZEH	定の ZEH+	<b>助</b> 既存住宅断熱改修	<b>象</b> 高効率空調機器	高機能換気設備	高効率照明機器	高効率給湯機器	コージェネレーション	効果促進事業
第1号 文化遺産群	購入	購入							購入					
第2号 商店街エリア														
第3号ア 既存住宅群					$\setminus$									
3号イ 三宅市営住宅 跡地エリア			)											
ダリーン人材 育成拠点群									$\setminus$	$\subset$		$\setminus$	$\setminus$	$ egthinspace{1.5em} olimits Theorem (a)  egthinspace{1.5em} olimits Theorem$
第5号 その他			$\angle$	$\angle$	Κ,	$\angle$	$\angle$	$\subset$	/	$\subset$		$\angle$	$\angle$	

- ①-1 (再エネ100%電力への切替えについて、交付申請時点で対応済の場合) 「対応済」にチェックしてください。また、()内に再エネ100%電力に切り替えた時期をご入力ください。
- ① 2 (再エネ100%電力への切替えについて、交付申請時点で未対応の場合) 「対応予定」にチェックしてください。また、()内に再エネ100%電力への切替予定時期\*(実績報告日以前の年月)をご入力ください。
  - ※ 令和7年度に補助金を利用される場合は、原則、**実績報告書の提出までに**補助対象設備 を導入する建築物又は補助対象となる建築物の使用電力を、**再エネ100%電力にし、** また、2030年度末まで継続することが本補助金の交付要件です。
- ②実施予定の補助対象設備\*と申請者の属性が交差するセルにプルダウンのうち該当する値をご入力ください。
  - ※ 申請者の属性ごとに補助制度をご利用いただける補助対象設備が異なります。

2 補助対象設備の内容	
事業全体	
補助対象経費の合計(税抜)	4,510,000円
活用予定の他補助金の合計(税抜)	0 円
交付申請額(補助金申請予定額)の合計(税抜)	3,006,000 円
うち補助対象設備に係る交付申請額の合計(税抜)	3,006,000 円
※「商店街エリア」で補助対象事業を行う者のうち商店街振興組合を除く交付対象者に る店舗又は事業所当たり、また、「既存住宅群」で補助対象事業を行う交付対象者に る既存戸建住宅一戸当たり、300万円を設備導入に係る補助上限額とします。	
※ 上限額を超える場合は任意の補助対象設備の交付申請額(「©又は®のいずれか小さださい。	:い額」)を手入力で減額してく
年間の電力需要	5,050 kWh
※ 電力需要計算書(別紙4)を用いて算定した値が自動入力されます。	
※ ただし、「三宅市営住宅跡地エリア」において補助対象事業を実施する場合や、「そ 盤的取組を実施する場合等は除きます。その場合、電力需要計算書(別紙4)の提出	
確認事項	
補助対象事業全体が以下の内容に合致していることを確認のうえ、チェックしてください	/ \ <sub>0</sub>
■導入設備は、商用化され、導入実績があるものです。	
■ 導入設備は、中古設備ではありません。	
■ 市長が定める耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得 減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。	した温室効果ガス排出削

❸実施予定の補助対象事業全体が記載内容に合致していることをご確認のうえ、チェックしてください。



- 4 (補助対象設備について、ほかの補助金の活用予定がある場合のみ) 活用予定の補助金の名称と補助金額を入力してください。
  - ※ なお、本補助制度以外に、法律または予算制度に基づく国の負担又は補助を得て補助事業を 実施しようとする場合又は実施した場合は、本補助制度の対象外となります。
- ⑤交付申請書に添付するカタログや仕様書、見積書等と値を一致させてください。
- ⑥発電した電力の供給先が家庭(住宅)であれば「家庭用」、その他は「業務用」です。
- ⑦交付申請書に添付する CO2 削減効果の算定根拠資料等に記載の想定発電量と値を一致させてください。
- (3) (オンサイトの場合のみ) 交付申請書に添付する年間の想定発電量及び想定自家消費量の算定根拠資料に記載の想定自家消費電力量と値を一致させてください。
- ③ (業務用の場合のみ)京都市脱炭素先行地域内(太陽光発電設備の設置場所以外も含む)での想定電力消費量を入力してください。
- ⑩景観手続の要否を確認<sup>※</sup>し、該当する項目をチェックしてください。
  - ※ 必ず工事着工前にご確認ください。
  - ※ 景観手続の要否については、以下の方法でご確認のうえ、不明な場合は、<u>京都市都市計画局都市景観部景観政策課(222-3474)</u>又は<u>風致保全課(222-3475)</u>にお問い合わせください。 (受付時間:午前8時45分~11時30分、午後1時~午後3時)

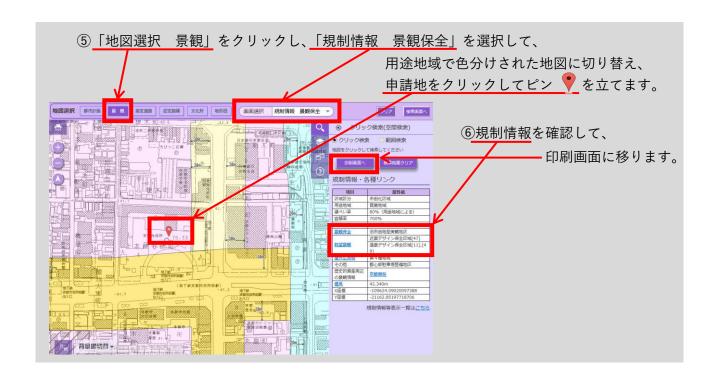
#### 景観規制等の確認方法

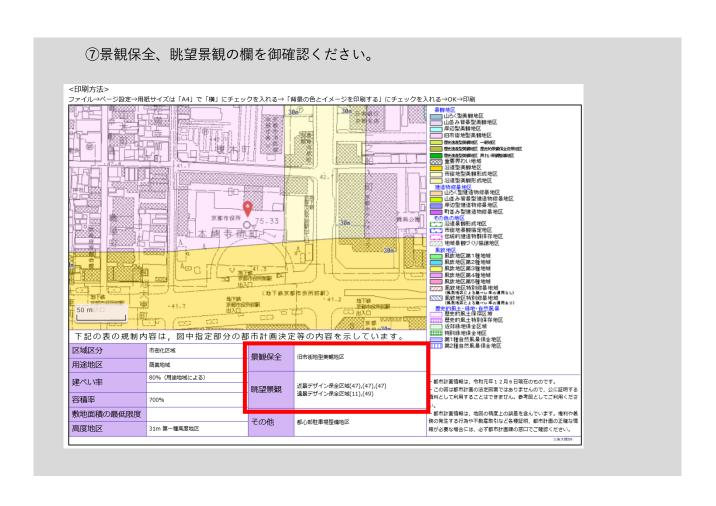
計画地の景観規制等については、「京都市景観情報共有システム」で確認できます。

#### 京都市景観情報共有システムの利用の仕方

- ①「京都市景観情報共有システム(https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/)」にアクセスし「利用する」をクリック
- ② 利用規約を確認し、内容に同意したうえで「同意します」をクリック ③ 「本システムのご利用方法」を確認:操作説明書をご覧いただけます ■
- ④町名等を入力し、検索したい場所を特定(検索では、町名までの特定が可能です。)





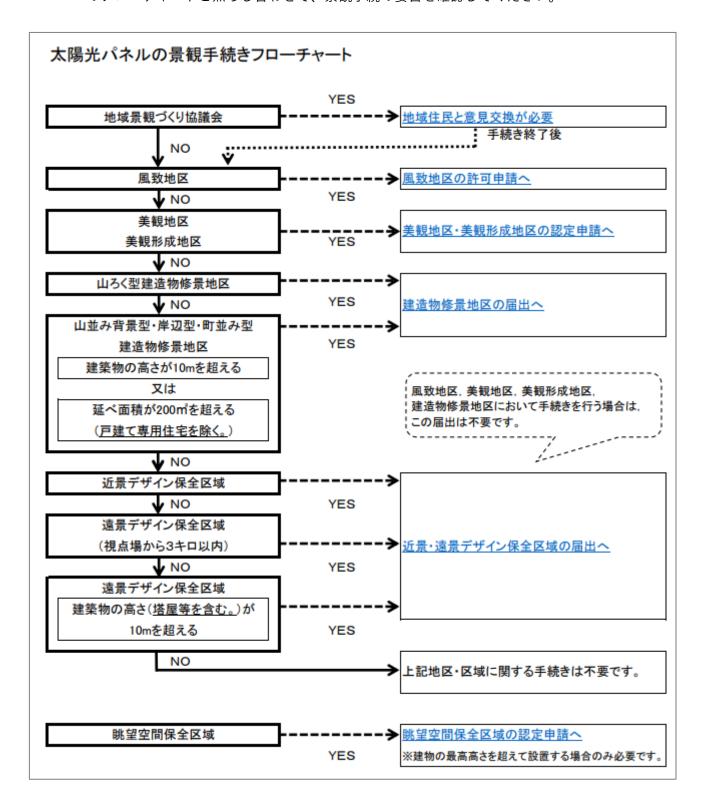


#### ⑧ 都市景観部のホームページ

「太陽光パネルの景観に関する運用基準・手続のご案内」

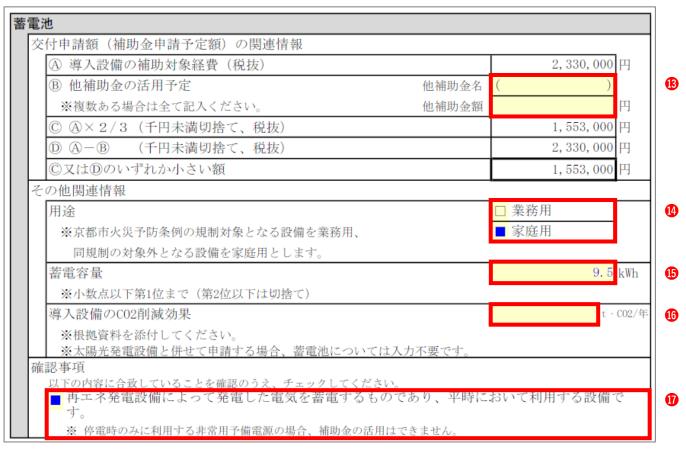
https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html

のフローチャートと照らし合わせて、景観手続の要否を確認してください。



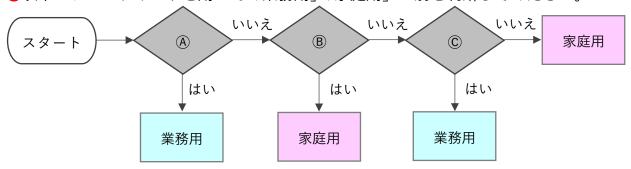
- ①交付申請書に添付する CO2 削減効果の算定根拠資料等に記載の値と一致させてください。
- ⑫実施予定の補助対象事業が記載内容に合致していることをご確認のうえ、チェックしてください。
  - ※ 非 FIT 余剰電力の買取を実施している事業者については、以下のウェブサイトをご参考ください。
  - ・非 FIT 余剰電力の買取事業者について/京都府ホームページ https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo\_nonfit.html
  - ・近畿管内で非 FIT 余剰電力の買取を実施している事業者について /環境省 近畿地方環境事務所ホームページ

https://kinki.env.go.jp/zerocarbon/page\_00084.html



- ⑥ (補助対象設備について、ほかの補助金の活用予定がある場合のみ)
  - 活用予定の補助金の名称と補助金額を入力してください。
  - ※ なお、本補助制度以外に、法律または予算制度に基づく国の負担又は補助を得て補助事業を 実施しようとする場合又は実施した場合は、本補助制度の対象外となります。

個以下のフローチャートを用いて「業務用」「家庭用」の別を判断してください。



- A:京都市火災予防条例で定める安全基準の対象となる
  - ※ 火災予防条例で定める安全基準の対象となるかどうかは以下のウェブサイト(京都市火災予防条例運用基準)のp129以降をご参考ください。

https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/book\_cmsfiles/573/index.html#target/page\_no=135

- ※ 火災予防条例で定める安全基準の対象外となる蓄電池については、業務用・家庭用の別にかかわらず、(申請の手引き P13-15、断熱改修等補助申請の手引き P20-22 の  $f \sim k$ )をすべて満たすことが補助金交付の要件です。
- B:蓄電容量が 10kW 未満である
- ©:蓄電容量が 4,800Ah・セル以上\*である
  - ※ 鉛蓄電池の場合: 9.6kWh 以上(4,800Ah・セル×2.0 V)
    ニッケル水素蓄電池の場合: 5.76kWh 以上(4,800Ah・セル×1.2 V)
    リチウムイオン蓄電池の場合: 17.76kWh 以上(4,800Ah・セル×3.7 V)
- ⑤交付申請書に添付するカタログや仕様書、見積書等と値を一致させてください。
- ⑩交付申請書に添付する CO2 削減効果の算定根拠資料等に記載の想定発電量と値を一致させてください。
- ⑰実施予定の補助対象事業が記載内容に合致していることをご確認のうえ、チェックしてください。

ZEH+	
付申請額(補助金申請予定額)の関連情報	
交付申請額(補助金申請予定額) (税抜)	円
※ZEH: 550,000円/戸、ZEH+: 1,000,000円/戸	
※直交集成版 (CLT)導入の場合、上乗せ900,000円/戸	
の他関連情報	
申請者(いずれか一つを選択)	新築戸建住宅の建築主
	新築戸建建売住宅の購入予定者(個人)
のない住宅	新築戸建建売住宅の販売者(法人)
ZEHの種別	□ ZEH
※実績報告時に、申請する住宅の省エネルギー性能表示が『ZEH』であること 書の提出が必要です。	を示す証 □ ZEH+
ZEH+の場合、選択したZEH+の選択要件はどれですか。	□ a
(2つ以上の選択が必要です)。	□ b
a 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以」 ること。(建築物省エネ法の地域区分 区分1~2:0.30以下、区分3~ 0.40以下、区分5~7:0.50以下)	
b HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖光 備、給湯設備等を制御可能であること。	房設
c 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはブラグインハイ リッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはブラグインハ リッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入するこ	イブ
直交集成版 (CLT)の導入	<mark>ロ</mark> あり
	□ なし
CLTを使用する部位	壁
・補助対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、ほ	F版又は屋 □ 床
根版に面的に使用されていること。	□屋根
※仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用は補助対象外です。	
CLTのメーカー名(工場名)	
CLT使用量	m³
延べ面積当たりのCLT使用量	m³/m²
・補助対象住宅におけるCLT総使用量は、延べ面積で除した単位面積あた CLTの使用量が 0.1 ㎡/㎡以上であること。	りの当該
導入設備のCO2削減効果	t - C02/年
うち省エネによる削減効果	t - C02/年
うち再エネによる削減効果	t - C02/年
※根拠資料を添付してください。	
認事項	
以下の内容に合致していることを確認のうえ、チェックしてください。	
□ 対象住宅は、常時居住する住宅で専用住宅です。 ※住宅の一部に店舗等の非住宅部分がある場合は、住居部分がZEH又はZEH+を	満たしています。
□ ZEHのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省ます。	fに対する必要な情報提供に協力し -
□ <u>ZEH+の場合、</u> 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギ 消費量から25%以上削減されています。	一等を除き、基準一次エネルギー
□ (CLTが国内製品の場合) JAS認定工場製造のJAS製品です。	

- ❸受付申請額(補助金申請予定額)をプルダウンから選択してください。
- 即申請者に該当するものを、チェックしてください。
- ₫該当するものを、チェックしてください。
- ②該当するものを、チェックしてください。
- ❷該当するものを、チェックしてください。
- ②実施予定の補助対象事業で使用する直交集成版(CLT)のメーカー名及び使用量を入力してください。

- ☆交付申請書に添付する CO2 削減効果の算定根拠資料等に記載の値と一致させてください。
- 毎実施予定の補助対象事業が記載内容に合致していることをご確認のうえ、チェックしてください。

既存住宅断熱改修		
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報		
<ul><li>④ 導入設備の補助対象経費(税抜)</li></ul>		0 円
<ul><li>B 他補助金の活用予定</li></ul>	他補助金名	)
※複数ある場合は全て記入ください。	他補助金額	円
© A×2/3 (千円未満切捨て、税抜)		0 円
※上限120万円/戸。うち玄関ドアは、上限5万円/戸。		•
		0 円
©又は®のいずれか小さい額		0 円
その他関連情報		
申請者(いずれか一つを選択)	□ 対象住宅に居住する	5個人
※対象住宅に居住しない法人:買取販売業者等	□ 対象住宅に居住した	ない法人 2
断熱改修によるCO2削減効果		t - CO2/年 2
※根拠資料を添付してください。		
確認事項		
以下の内容に合致していることを確認のうえ、チェックしてくだ	<b>ださい。</b>	
□ 対象住宅は、既存の戸建住宅で、専用住宅です。		
□対象住宅は、登記上申請者が所有している住宅で	र्चे _	
※申請後に所有予定の場合は、所有後に当該建物の登記事項		
□(対象住宅に居住する個人が申請者の場合)対象		三民票の住所と一 2
致)です。		
※申請後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、	住民票の写しを提出すること。	
□(対象住宅に居住しない法人が申請者の場合)断	熱改修工事に係る工事請負契約	りを締結します。
※申請者自身が断熱改修工事を実施する場合は、補助対象外	となります。	

- - ※ なお、本補助制度以外に、法律または予算制度に基づく国の負担又は補助を得て補助事業 を実施しようとする場合又は実施した場合は、本補助制度の対象外となります。
- ☎申請者に該当するものを、チェックしてください。
- ②交付申請書に添付する CO2 削減効果の算定根拠資料等に記載の値と一致させてください。
- ②実施予定の補助対象事業が記載内容に合致していることをご確認のうえ、チェックしてください。

高効率空調機器	
交付申請額(補助金申請予定額)の関連情報	
<ul><li>④ 導入設備の補助対象経費(税抜)</li></ul>	180,000円
图 他補助金の活用予定 他補助	<b>力金名</b> ( )
※複数ある場合は全て記入ください。 他補助	カ金額 円 円
© A×2/3 (千円未満切捨て、税抜)	120,000 円
⑤ ▲一圏 (千円未満切捨て、税抜)	180,000円
©又は®のいずれか小さい額	120,000円
その他関連情報	
用途	□ 業務用(冷房能力22kW以下)
※ 建物付属設備(ビルトイン型やダクト型で広範に配管されているもの)を業務 その他の設備を家庭用とします。	<sup>8用、</sup> □ 業務用(その他)
での心にの放開を参展用とします。	■家庭用
従来の機器等に対する導入設備のCO2削減効果	0.30 t - C02/年
※根拠資料を添付してください。	

- ・ (補助対象設備について、ほかの補助金の活用予定がある場合のみ)
  - 活用予定の補助金の名称と補助金額を入力してください。
  - ※ なお、本補助制度以外に、法律または予算制度に基づく国の負担又は補助を得て補助事業を実施しようとする場合又は実施した場合は、本補助制度の対象外となります。
- 砂交付申請書に添付する CO2 削減効果の算定根拠資料等に記載の想定発電量と値を一致させてください。

## (3) 別紙2 事業費内訳書

#### 別紙2 事業費内訳表

【別紙2作成に当たっての留意事項】

- 本様式は補助対象事業及び補助対象設備ごとに作成し、補助対象経費の根拠となる 見積書等も併せて提出してください。
- ・ ただし、ZEH又はZEH+の場合は、本様式の提出は不要とします。
- また、既存住宅断熱改修の場合は、本様式に代えて断熱改修経費明細書(別紙3)を提出してください。
- 1 太陽光発電設備

区分	費目	細分	補助対象経費(税抜)
補助対象経費			
	本工事費	材料費	1, 500, 000
	(直接工事	労務費	500, 000
	本工事費 (直接工事 費) 本工事費 (間接工事	直接経費	
	本工事費	共通仮設費	
工事費		現場管理費	
	費)	一般管理費	
	付帯工事費	'	
	機械器具費		
	測量及試験費	,	
設備費	設備費		
業務費	業務費		
事務費	事務費		
合計	,		2, 000, 000

- ①見積書上の各項目がどの「細分」に該当するかを「申請の手引き P18-21 5 (1)補助対象経費」、「断熱改修等補助申請の手引き P9-10 3 (6)補助対象経費」の表を参考に判断し、振り分けてください。
- ※ 「太陽光発電設備」と「蓄電池」を同時設置する場合の工事費やパワーコンディショナなど、見積書上で共通する費用がある場合には、材料費の比率で按分するなど、補助対象設備ごとに適切に振り分けて記載ください。共通する費用をどちらか一方の別紙2にのみ記載することのないようにしてください。

なお、見積書上で共通する費用として計上されていても、実際は施工業者により独 自に算出されている場合(算出の内訳がある場合)は、上記のように比率按分する必 要はなく、その独自算出に基づき振り分けてください。

- 【例】電気工事費(共通)が 100 万円、パワーコンディショナー(共通)が 50 万円、太陽光の 材料費が 60 万円、蓄電池の材料費が 90 万円 の場合
- ⇒ \*按分比率 ⇒ 太陽光:蓄電池 = 60万円:90万円 = 2:3

\*太陽光発電設備の電気工事費相当 : 100万円×2/5 = 40万円

\* 蓄電池の電気工事費相当 : 100 万円×3/5 = 60 万円

\*太陽光発電設備のパワコン費用相当: 50万円×2/5 = 20万円

\* 蓄電池のパワコン費用相当 : 50万円×3/5 = 30万円

## !注意事項!

【間接工事費等のうち、直接工事費に対応して算出されている経費の按分方法】

直接工事費に対応して算出されている以下の費用が、補助対象経費と補助対象外経費に振り分けされていない場合は、原則として直接工事費(材料費、労務費、直接経費)の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分してください。

- ・間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)
- ・測量及び試験費(設計費、監理費)

【例】直接工事費の補助対象経費が 800 万円、補助対象外経費が 200 万円、間接工事費が 100 万円の場合

⇒ \*按分比率 ⇒ 補助対象:補助対象外 = 800万円:200万円 = 8:2

\*間接工事費の補助対象経費 : 100 万円×8/10 = <u>80 万円</u> \*間接工事費の補助対象外経費 : 100 万円×2/10 = 20 万円

※ 間接工事費等の費用が施工業者により独自に算出されている場合(算出の内訳がある場合)は、上記のように比率按分する必要はなく、その独自算出に基づき補助対 象経費と補助対象外経費に振り分けてください。

## (4) 別紙3 断熱改修経費明細書(断熱改修のみ)

# 別紙3 断熱改修経費明細書 ※補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出すること 1 住宅の概要 住宅の構造 木造 その他の構造の場合: 延床面積[m²] 補助対象床面積合計[m²] 改修率 改修する部位 天井: 外壁: 床: 窓・ガラス: エネルギー計算結果早見表 組合せ番号: 最低改修率: 改修率要件の適合

- ※ 見積書の各部位の補助対象経費(税抜き)を入 力してください。(別紙「見積参考書式」も活用く ださい)
- ※ 断熱改修における補助対象経費の上限は1,800,000円(補助金額の上限は1,200,000円)です。※ 玄関ドアの補助対象経費の上限は75,000円(補
- 助金額の上限は50,000円)です。
- ●建物の構造を選択してください。
  - ※ 必要書類として提出する、建物の登記事項証明書の写しと一致させてください。
- ②選択項目に該当するものがない場合、こちらに記載してください。
- ❸延床面積は、建物の登記事項証明書の写しの内容と一致させてください。
  - ※ 建物の登記事項証明書の内容と延床面積が異なる場合は、必要書類として提出する関係図面と内容を一致させてください。

補助対象床面積合計は、必要書類として提出する関係図面と内容を一致させてください。

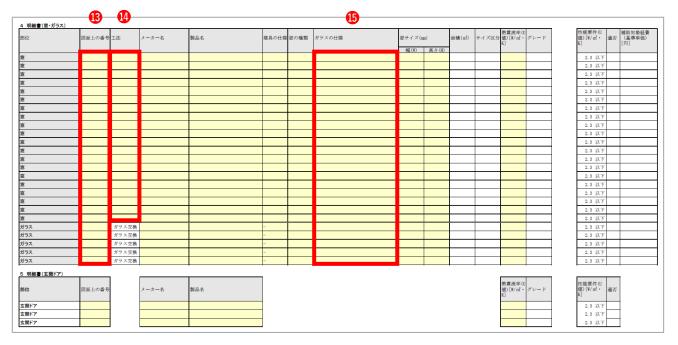
◆
ひ修する部位すべてに「○ | を選択してください。

補助対象経費 工事費	費目	細分								
工事費	ナフォル /オやフォル		天井	外壁	床	窓・ガラス	玄関ドア			
	本工事費 (直接工事費)	材料費								
		労務費								
		直接経費								
	本工事費 (問接工事費)	共通仮設費								
		現場管理費								
		一般管理費								
	付帯工事費									
	機械器具費									
	測量及試験費									
投備費	設備費									
業務費	業務費									
事務費	事務費									
① 補助対象経費(見積)		→	0	0		0 0	0			
② 補助対象経費(基準単価)		$\rightarrow$	0	0		0 (		<b>67</b>		
③ ①又は②のいずれか小さい	額	→	0	0		0 0	0		$\rightarrow$	小計
④ 申請から除く額(上限を超える	場合) ※千円単位で入力し							8	$\rightarrow$	除外額

- ⑤部位ごとに補助対象経費を計上してください。見積書上でどの経費をどの費目(細分)に計上したかわかるよう記載してください。
- ⑥部位ごとに見積と基準単価の金額を比較し、小さい方が採用されます。
- **7**玄関ドアの上限は 75,000 円です。
- ❸上限を超過している場合、超過分をいずれかの部位から手入力で除いてください。
- **9**この金額の2/3が補助金額となります。

明細書(断熱材)			※ 行か足りない場合に	事務局にお問い合わせください。	т										12	
<b>市位</b>	図面上の番号	構成	メーカー名	製品名		品番等	熱伝導率 (λ値) [W/n・K]	厚み [nn]	施工而積 [㎡]	熱抵抗値(R 値)[(㎡・ K)/W]	合計熱抵抗 値[(㎡・ K)/W]	グレード	基準単価 [円/㎡]	性能要件(R 値)[(㎡・ K)/W]	適否	補助対象経 (基準単価 [円]
根		1層目			•										П	
<b>a</b> 根		2層目			•						1			5.7 以上		
<b>記</b> 根		1層日												5.7 以上		
<b>元</b> 供		2層目									1			5.7 KE		
<b>並供</b>		1層目												5.7 以上		
量根		2層目												5.7 D.E.		
<b>F</b> 井		1層日												4.4 以上	П	
天井		2層目												4.4 8/1	ш	
<b>F</b> 井		1層目											II	4.4 D.E		
天井		2層目												4.4 SVI		
<b></b>		1層日											<b></b>	4.4 以上	П	
天井		2層目												0.1		
<b>外壁</b>		1層目							L					2.7 以上		
<b>外壁</b>		2層目												W D.	ш	
<b>外壁</b>		1層日												2.7 以上		
<b>外壁</b>		2層目													ш	
<b>小壁</b>		1層目						1	<u> </u>					2.7 以上		
<b>小</b> 壁		2層目												W		
末(外気に接する部分)		1層日											<b></b>	3.4 以上		
末(外気に接する部分)		2層目			1										ш	
末(外気に接する部分)		1層目							<u> </u>					3.4 ELE		
末(外気に接する部分)		2層目													ш	
末(外気に接する部分)		1層日											<del></del>	3.4 以上		
末(外気に接する部分)		2層目					_		<u> </u>							
末(その他の部分)		1層目							<u> </u>	ļ				2.2 以上		
末(その他の部分)		2層目													ш	
末(その他の部分)		1層日												2.2 以上		
末(その他の部分)		2層目			+		_								Н	
末 (その他の部分)		1層目			1		_	-	-	<u> </u>		<u> </u>	<del> </del>	2.2 以上		<u> </u>
末 (その他の部分)		2層目								-	<u> </u>		<del>                                     </del>		Н	
基礎壁(外気に接する部分)		1層日			1					<del> </del>	1		<del> </del>	1.7 以上		
基礎壁 (外気に接する部分)		2層目			+				1						Н	
監視壁 (外気に接する部分)		1層目						-	-	ļ	1	<u> </u>	ļ	1.7 以上		<b></b> -
は磯壁 (外気に接する部分)		2層目			+		_								Н	_
基礎壁 (外気に接する部分)		1層日			-						1		<del> </del>	1.7 以上		
・ 機壁 (外気に接する部分)		2層目						1	_	_		_	_	<b>L</b>	Н	_
は硬壁 (その他の部分)		1層目						-	+	<del> </del>	1	<u> </u>	<del> </del>	0.7 以上		
ま硬壁 (その他の部分)		2層目			+								1		Н	_
を確壁 (その他の部分)		1層目			-						1		<del> </del>	0.7 以上		
福建 (その他の部分)		2層目			+					-	-		-		Н	_
延襲 (その他の部分)		1層目					_	-	-	<u> </u>		<u> </u>	1	0.7 以上		
基礎壁(その他の部分)		2層目			I						i	I	1	i		

- ⑩必要書類として提出する関係図面上の番号と一致させてください。
- ●品番や使用など製品を特定できる情報を記載してください。製品が特定できれば空欄でも構いません。
- 他不適合の場合は、導入量や導入する製品等を見直し、適合させてください。



- ❸必要書類として提出する関係図面上の番号と一致させてください。 見積書上に記載する番号とも整合をとってください。
- ●工法を選択してください(選択しないと金額が反映されません)。
- ⑤ガラスの構成、中空層など、必要書類として提出する製品カタログ等と一致するよう記載してください。

## (5) 見積書(様式自由)

## <見積書の取得について>

- ・ 補助対象事業を遂行するために請負契約等を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件(仕様が同じ) で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費\*1が安い方\*2の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。\*3
  - ※1 「補助対象経費」については、申請の手引をご参照ください。
  - ※2 補助対象経費は原則、<mark>補助対象設備ごとに安いか</mark>どうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を 2 者以上(選定しない方の事業者学生したものを含む。)から取得する必要があります。ただし、「太陽光発電設備」と「蓄電池」については、その性質上不可分である(一帯の工事とみなせる)ことから、同時設置する場合に限り、補助対象設備ごとではなく、両設備の補助対象経費の合計額が安い方の見積書を採用してもよいこととします。
  - ※3 見積書の取得に当たっては、宛名(申請者の氏名又は法人名称)、発行日(交付申請前の日付)、 施工場所所在地、経費の内訳が明記された見積書を事業者から取得してください。また、補助対象 経費について、見積書の経費内訳のうちどの項目を補助対象経費に含めたか不明瞭な場合は、補助 対象経費に含めた費用を示す書類を添付するほか、見積書の値引き額や調整費について、見積書の どの項目から減額されているか不明瞭な場合は、それが確認できる書類を添付してください。
- ・ ただし、**断熱改修、ZEH、ZEH+**については、一般の競争に付すことが困難又は不適 当であることから、2者以上の見積書取得を**不要**とします。
- ・また、その他の補助対象設備についても、一般の競争に付すことが困難又は不適当であると京都市が認める場合\*4については、随意契約\*5を行うことができます。以下の事由に該当する可能性がある場合は、交付申請前に窓口までご相談ください。
  - ※4 単に時間的猶予がないという理由のみでは認められません。
  - ※5 競争によらず、任意に特定の相手方を選定して契約する方法のこと
  - ・契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素(契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等)における競争(コンペ、プロポーザル)によって契約の相手方を選定する必要がある場合
  - ・その他一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合

#### <見積書の記載内容について>

- ・ 宛名(申請者の氏名)、発行日(交付申請前の日付)、設備設置する建築物の住所 (又は改修する住宅の住所)、経費の内訳を明記してください。
- ・ <u>補助対象経費</u>について、見積書の各経費内訳のうち、どの項目を補助対象経費に 含めたか確認できるよう、見積書の各項目に<u>補助対象・補助対象外を明記</u>するか、 それを示す別書類を見積書に添付してください。
- ・ <u>値引き額や調整費</u>が発生する場合について、見積書のどの項目から減額されているか確認できるよう、それを明記するか確認できる別書類を見積書に添付してください。(※どの経費から値引きされているか確認できない記載は不可)

#### (6) 別紙4 電力需要計算書

#### 別紙4 電力需要計算書

申請日	令和7年6月1日	
申請者	株式会社〇〇〇〇	
中明日	代表取締役 京都 太郎	

#### 直近1年間の電力需要(単位:kWh)

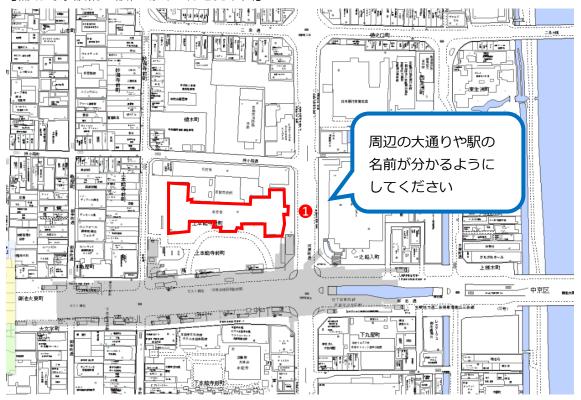
- ※ 申請日の直近1年分の電気の使用量を記載すること
  ※ 補助対象設備を導入する施設又は補助対象となる建築物の電力契約が複数ある場合は、そのすべてについて記載すること
  ※ 根拠資料として、電気料金の請求書、検針票、電力会社の契約者専用ウェブサイトの該当ページ等の写し等を提出すること

	契約①	契約②	契約③	契約④	契約⑤	合計
2025年 1月	755					755
2025年 2月	665					665
2025 年 3 月	509					509
2025 年 4 月	235					235
2024 年 5 月	229					229
2024年 6月	241					241
2024年 7月	415					415
2024年 8月	421					421
2024年 9月	407					407
2024年 10月	233					233
2024 年 11 月	362					362
2024 年 12 月	578					578
合計	5, 050					5, 050

● ①交付申請書に添付する電力需要計算書根拠資料と値を一致させてください。

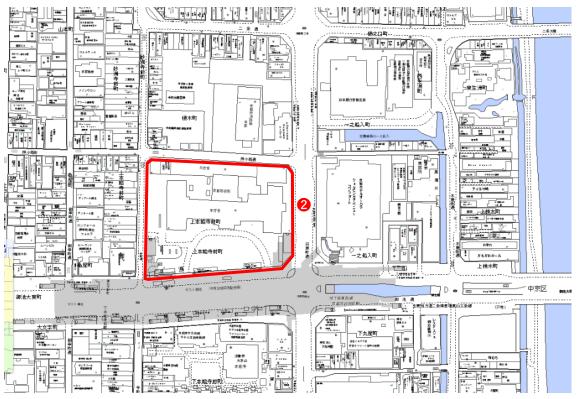
## (7) 付近見取図

【補助対象設備の設置場所の付近見取図】



●1見取図だけで現地までたどり着けるようなもので、補助対象設備を設置する建築物が容易に判別できるように、線で囲うなどしてください。

#### 【補助対象建築物(ZEH,ZEH+)の建築予定場所の地図】



②見取図だけで現地までたどり着けるようなもので、補助対象建築物を設置予定の土地の敷地境界が容易に判別できるように、線で囲うなどしてください。

#### CO2 排出削減量計算書 (8)

## 太陽光発電設備導入に係るCO<sub>2</sub>排出削減量計算書 Ver.1.0

(計算書の使い方)

黄色のセルに値を入力すると、CO<sub>2</sub>排出削減量が自動で計算されます。

NO.	建物名	設備メーカー	設備型番	発電出力 [kW]	年間発電量 [kWh/年]	年間CO2排出削減量 [t-CO2/年]
例	事務所1	○○○株式会社	AB123-C4、CD567-E8	10.0	12.001	5.0
	争伤川工		AB123-C4, CD307-E6			5.0
1		1			2	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

#### 計算結果

年間のCO2排出削減量[t-CO2/年]	
累積のCO2排出削減量[kg-CO2]	

- ①交付申請書に添付するカタログや仕様書、見積書等と一致させてください。
- ②交付申請書に添付する見積書等と値を一致させてください。

#### 蓄電池導入に係るCO<sub>2</sub>排出削減量計算書 Ver.I.O

(計算書の使い方)

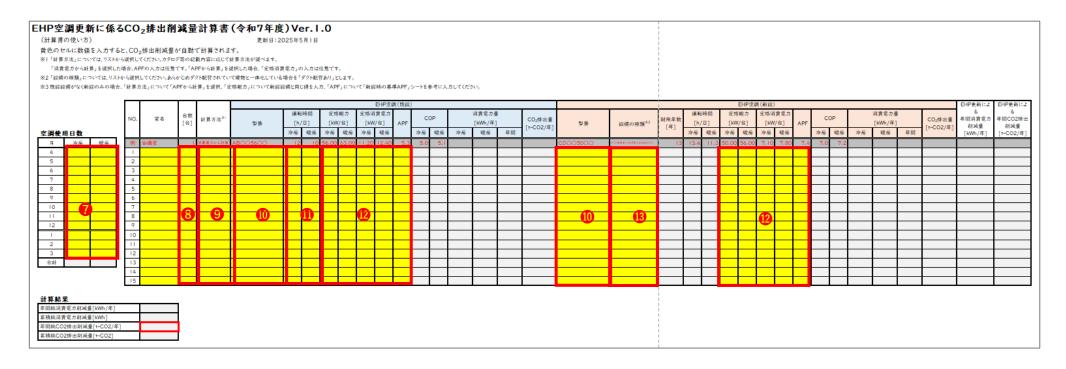
黄色のセルに値を入力すると、CO<sub>2</sub>排出削減量が自動で計算されます。

NO.	建物名	蓄電池メーカー	蓄電池型番	蓄電容量 [kWh]	太陽光発電の 発電出力 [kW]	太陽光発電の I 日あたり発電量 [kWh/日]	太陽光発電の 自家消費率 [%]	太陽光発電の1日 あたり余剰電力量 [kWh/日]	余剰電力の I日当たり蓄電量 [kWh/日]	日当たり   CO2排出削減量   [kg-CO2/日]	年間 CO2排出削減 [+-CO2/年
例	事務所!	○○○株式会社	ABC-12	16.0	5.0	16.4	30%	11.5	11.5	4.9	
1											
2											
3											
4											
5											
6							6				
7			6	4	<b>5</b>		U				
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

年間総CO2排出削減量[+-CO2/年] 累積総CO2排出削減量[+-CO2]

- ❸交付申請書に添付するカタログや仕様書、見積書等と一致させてください。
- **☆**☆

  交付申請書に添付するカタログや仕様書、見積書等と一致させてください。
- 66交付申請書に添付する既設の太陽光発電設備の出力、年間発電量及び年間自家消費 率が分かる資料と値を一致させてください。



- **⑦**既設空調の冷房又は暖房の使用日数を月ごとに入力してください。
- ❸更新する空調の台数を入力してください。
- ⑨既設空調及び新設空調の APF が分かる場合は「APF から計算」を、APF が不明な場合は「消費電力から計算」を選択してください。
- ⑩交付申請書に添付するカタログや仕様書、見積書等と一致させてください。
- ⑪既設空調の1日当たりの使用時間を入力してください。
- ⑫交付申請書に添付するカタログや仕様書等と値を一致させてください。
  - ※ 既設空調が無い場合、「新設時の基準 APF」シートで新設設備の冷房能力に応じた基準 APF を確認し、既設設備の APF に代用してください。 なお、定格能力は新設設備と同様の数値を入力してください。
- ⑥「ダクト配管なし」「ダクト配管あり(冷房能力22kW以下)」「ダクト配管(冷房能力22kW超)」のいずれかを選択してください。
  - ※ あらかじめダクト配管されていて建物と一体化している場合を「ダクト配管あり」とします。

#### 住宅の給湯器更新に係るCO2排出削減量計算書(令和7年度)Ver.1.0

(計算書の使い方)

更新日:2025年5月1日

黄色のセルに数値を入力すると、COo排出削減量が自動で計算されます。

①~③について、「エネルギー消費性能計算プログラム住宅版」(下記URL)を用いて、既設給湯器の場合と新設給湯器の場合のそれぞれの住宅のエネルギー消費量を計算した結果を入力してください。

https://house.app.lowenergy.jp

計算条件の入力において、以下のように設定してください。

【基本情報】「床面積」について、給湯器を更新される住宅の床面積を入力してください。

【給湯】「熱源機の種類」、「効率の入力」、「ふろ機能の種類」について、既設給湯器の場合と新設給湯器の場合それぞれ該当するものを選択してください。

熱源機の種類が「従来型給湯機」または「潜熱回収型給湯機」の場合、効率がわかれば「効率を入力」を選択し、効率を入力してください。不明な場合は※2に記載の基準エネルギー消費効率を使用してください。

熱源機の種類が「電気ヒートポンプ給湯機」または「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機」の場合、「品番を指定する」を選択し、品番を入力してください。

熱源機の種類が「コージェネレーション」の場合、【コージェネ】タブで設定を行います。

【コージェネ】熱源機の種類が「コージェネレーション」の場合、コージェネレーション設備について「設置する」を選択、コージェネレーション機器の指定について「品番を指定する」を選択、

コージェネレーションの種類について該当するものを選択、逆潮流の評価について「評価しない」を選択し、品番を入力してください。

※1 上記以外の計算条件については、初期設定のまま変更しないでください。

※2 既設設備がなく新設のみの場合、既設給湯器の効率について「新設時の基準エネルギー消費効率」を参考に入力してください。

項目			単位	既設給湯器	新設給湯器	備考			
給湯器の型番			- <b>(14)</b> 仕		4	仕様書やカタログをもとに給湯器の型番を入力してください。			
設計二次エネルギー消費量	電力	1	kWh	_		設計二次エネルギー消費量等(参考値)の消費電力量を入力してください。			
	都市ガス	2	MJ	15	16	都市ガスを利用の場合、設計二次エネルギー消費量等(参考値)のガス消費量を入力してください。			
	LPガス	3	MJ			LPガスを利用の場合、設計二次エネルギー消費量等 (参考値)のガス消費量を入力してください。			
排出係数	電力	4	kg-CO2/kWh	0.422	0.422	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の電気事業者別排出係数(令和7年提出用)における代替値			
	都市ガス	(5)	kg-CO2/MJ	0.0510 0.0510		資源エネルギー庁「エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表」			
	LPガス	6	kg-CO2/MJ	0.0598	0.0598	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度			
CO2排出量	電力	7	t-C02			=①×④/10^3			
	都市ガス	8	t-C02			=2×5/10^3			
	LPガス	9	t-C02	:		=3×6/10^3			
	合計	100	t-C02	=		=()+()+()			
CO2排出削減量 合計 ① +-CO2 -			新般給湯器と既設給湯器の⑩の値の差						

- ⑩交付申請書に添付するカタログや仕様書、見積書等と一致させてください。
- (b) 「エネルギー消費性能計算プログラム住宅版」で確認した、既設給湯器を設置する場合の住宅のエネルギー消費量計算結果を入力してください。
  - ※ 既設設備が無い場合、「新設時の基準エネルギー消費効率」シートで給湯器の種類ごとの基準エネルギー消費効率を確認し、「エネルギー消費性能 計算プログラム住宅版 | に入力する既設設備の効率に代用してください。
- ⑥「エネルギー消費性能計算プログラム住宅版」で確認した、新設給湯器を設置する場合の住宅のエネルギー消費量計算結果を入力してください。

#### 照明器具更新に係るCO2排出削減量計算書(令和7年度)Ver.1.0

(計算書の使い方)

更新日:2025年5月1日

黄色のセルに数値を入力すると、CO2排出削減量が自動で計算されます。

※1「調光制御内容」については、リストから選択してください。

※2 既設の照明器具がなく新設のみの場合、既設についても新設と同じ器具台数と消費電力の値を入力してください。

							照明	器具(既設)					センサー付きLED照明	器具(新	設)				膜田哭風番新による	照明器具更新による
営業	钼	数	NO.	室名	照明点灯時間 [h/日]	照明器具メーカー	照明器具型番	器具台数 [台]		消費電力量 [kWh/年]	照明器具メーカー	照明器具型番	調光制御內容*	削減 係数	器具台数 [台]		消費電力量 [kWh/年]	CO2排出量 [+-CO2/年]	消费電力削減量 [kWh/年]	CO2排出削減量 [+-CO2/年]
月		日数	例	事務所!	8	OO電気	AA-12348-BC	20	100		◇◇電機	LED-1234	スケジュール制御	0.95	20	40				
4	Г		1																	
5			2																	
6			3																	
7	┸		4																	
8	_		5																	
9		<b>0</b>	6		13		<b>(19</b>	20	21			(9)	22		20	21				
10	┸		7																	
- 11	_		8																	
12	┸		9																	
1	┸	_	10																	
2	┸	_	11																	
3	┸		12																	
合計			13																	
			14																	
			15																	

#### 計算結果

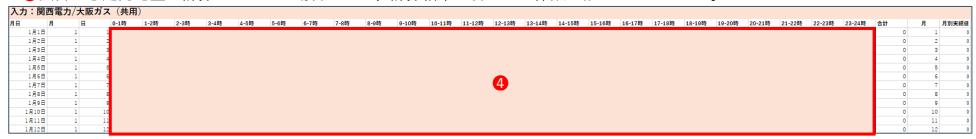
年間総消費電力削減量[kWh/年]	
累積総消費電力削減量[kWh]	
年間総CO2排出削減量[+-CO2/年]	
累積総CO2排出削減量[+-CO2]	

- ⑪既設照明の使用日数を月ごとに入力してください。
- 18既設照明の1日当たりの使用時間を入力してください。
- ⑩交付申請書に添付するカタログや仕様書、見積書等と一致させてください。
- 20更新する照明の台数を入力してください。
- ②交付申請書に添付するカタログや仕様書等と値を一致させてください。
  - ※ 既設照明が無い場合、新設設備の消費電力を既設設備の消費電力欄にも入力してください。
- ②「スケジュール制御」「明るさ検知制御」「在室検知制御」のいずれかを選択してください。

## (9) 太陽光発電自家消費率計算シート



- ①1年分の電力需要の30分データが揃っている場合は「実績値(補正なし)」を、データに不足がある場合は契約種別を確認し、契約種別ごとの「推計値」を選んでください。
- ②交付申請書に添付するカタログや仕様書、見積書等と一致させてください。
- ③独自に想定発電量を計算されている場合などは、計算結果に合わせて係数を修正してください。



- $\bigcirc$  Input.電力需要 | シートに 1 年分の電力需要の 30 分データを入力してください。
  - ※ 計算結果は概算です。自家消費割合の実績報告(申請の翌々年度)において自家消費要件を満たしていないことが判明した場合、補助金を返還い ただく可能性があります。予め、余裕を持った自家消費率となるよう太陽光発電設備の容量をご検討ください。

## (10) SII に登録されていることが分かる資料

現在SIIに登録されている蓄電システムのパッケージ型番は、「一般財団法人 環境共創イニシアチブ」のホームページから確認することができます。以下の確認方法で検索し、ウェブページを PDF 化するなどして添付してください。

※令和7年度の登録済製品一覧は、2025年5月30日に公開予定です。

#### 【確認方法】

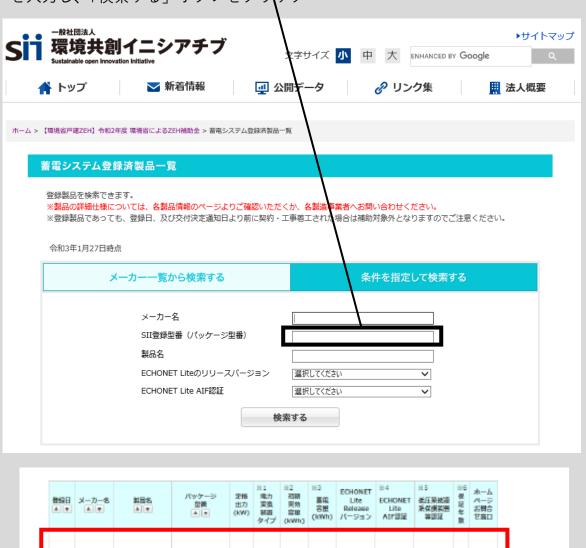
2022/ 〇〇 00/00 株式会社

0000

対象設備の内容であることを確認

0000

- ① 蓄電システム登録済製品一覧検索 | ZEH 補助金にアクセスし検索 https://zehweb.jp/registration/battery/
- ② 「メーカー一覧から検索する」をクリックし、設置予定の蓄電システムのメーカー名を選択
- ③ 「<u>SII登録型番(パッケージ型番)</u>」に設置予定のパッケージ型番を入力し、「検索する」ボタンをクリック



00 00

00

00

00 00

# (11) 撤去前写真(空調、給湯のみ)

#### 【撤去前の空調】

室内機及び室外機の撤去前写真に加え、それぞれの型番や定格能力、定格消費電力\*が分かる「銘板」の写真を撮影し提出してください。

※CO2 削減効果の算定を「APF」から計算している場合は、定格消費電力は不要。

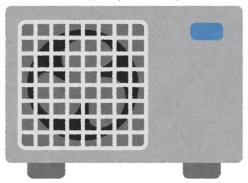
なお、銘板に定格能力や定格消費電力の記載がない場合は、写真に加えてカタログ等 を提出してください。

室内機(イメージ)

室内機銘板 (イメージ)



室外機 (イメージ)



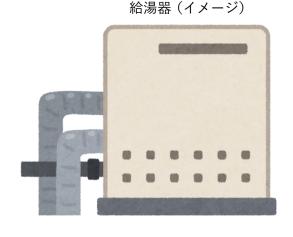
室外機銘板(イメージ)



#### 【撤去前の給湯器】

給湯機本体の撤去前写真に加え、型番やその他 CO2 削減効果の算定に用いた性能等が分かる「銘板」の写真を撮影し提出してください。

なお、銘板に性能等の記載がない場合は、写真に加えてカタログ等を提出してください。

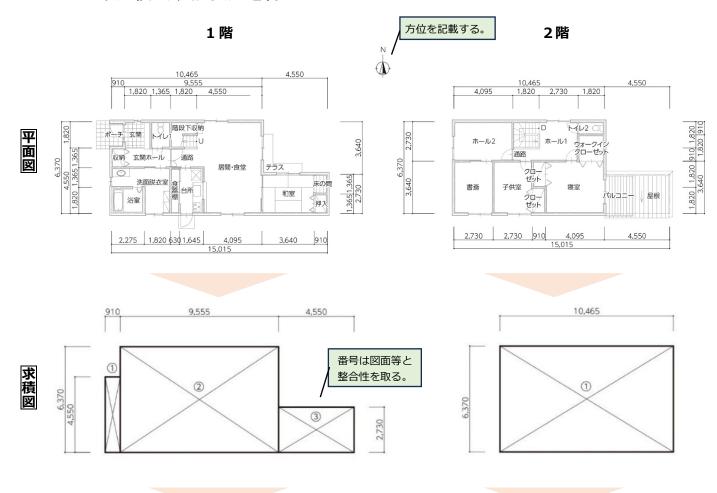


給湯器銘板(イメージ)



## (12) 関係図面 (断熱改修のみ) -施工面積の求め方-

## ア 延床面積(改修後)を算出



床
面
積
求
積
表

番号	計算式 (mm)	床面積 (m²)
1	910×4,550	4.1405
2	9,555×6,370	60.86535
3	4,550×2,730	12.4215
	1 階合計	77.42 <del>735</del>

番号	計算式 (mm)	床面積 (m²)
1	10,465×6,370	66.66205
	2 階合計	66.66 <del>2,05</del>

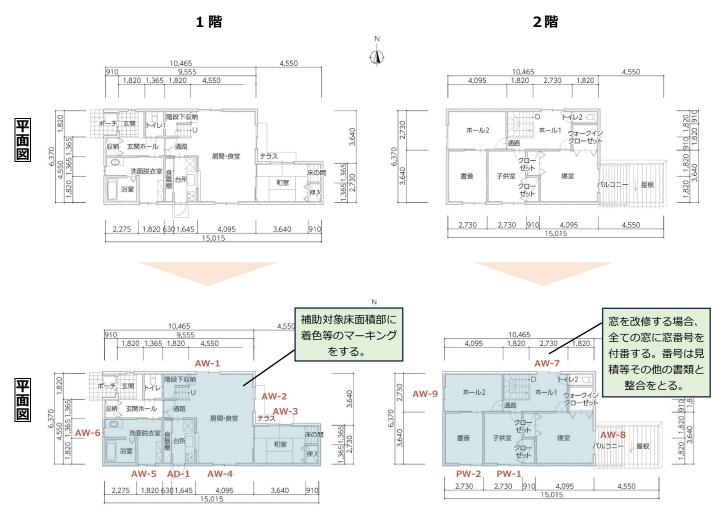
小数点第3位以下を 切り捨てる。

## 1階2階の延床面積合計 77.42+66.66=144.08m<sup>2</sup>

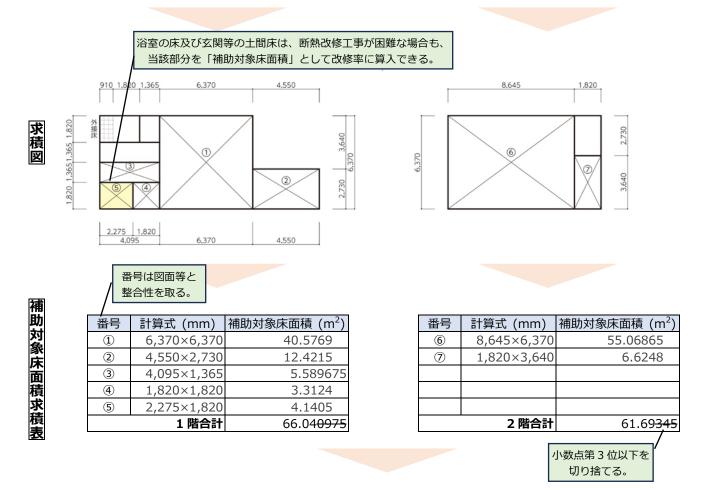
- ・図面は、工事を行う階全体の平面図など、工事箇所が明確に分かるものとしてください。
- 縮尺1/100程度で作成してください。
- ・天井・外壁・床の面積は壁芯寸法で求めてください。
- ・断熱材の設置などで面積を確認する必要がある場合は、図面に寸法を記載してください。
- ・見積書と施工面積、寸法等は一致させてください。
- ・複数の工事内容を同一図面に表示する場合は、着色等により区別し、凡例を作成してください。
- ・間取りの変更や窓の位置変更がある場合は、現況図を添付してください。

## イ 補助対象床面積を算出 【算出例】

改修部位:天井、外壁、床、窓



・「断熱改修等申請の手引き P12 表 5 エネルギー計算結果早見表」で選択した部位全て を改修する居室等が補助対象となります。



1階2階の補助対象床面積合計 66.04+61.69=127.73m<sup>2</sup>

「補助対象床面積合計」 と P.17 の①で算出した 「延床面積」から改修率 を算出する。

改修率 = 補助対象床面積合計/延床面積 × 100

 $= 127.73/144.08 \times 100$ 

= 88.<del>6</del>  $\Rightarrow$  88%

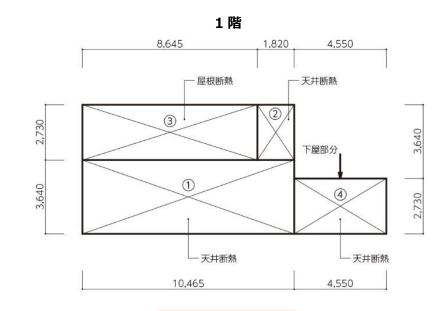
小数点第1位以下を 切り捨て整数とする。

- ・図面に延床面積及び改修率の算定式を記載してください。
- ・算出した改修率が、早見表の最低改修率を上回っているか確認してください。

# ウ 各部位の施工面積を算出

## (ア) 天井

天井の水平投影面積を算出します。



施工面積求積表

天井求積図

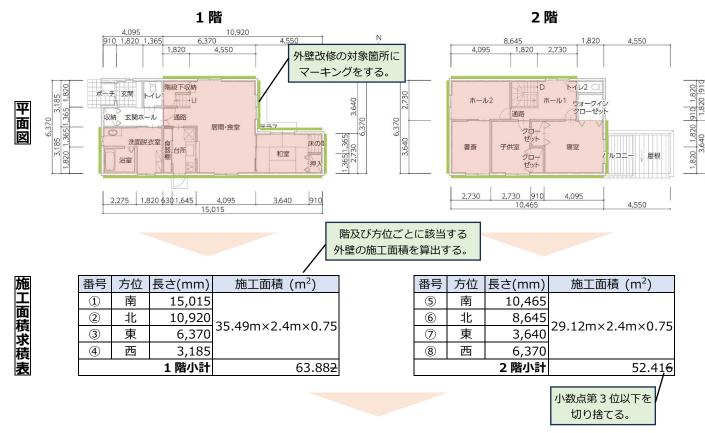


【天井】施工面積合計 79.08m<sup>2</sup>

・屋根断熱の場合も、勾配を考慮せず天井の水平投影面積とします。

## (イ)外壁

### 【施工面積の算出例】

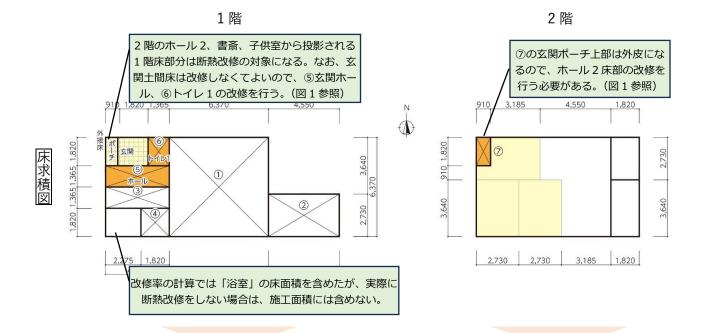


【外壁】1階2階の施工面積合計 63.88+52.41=116.29m<sup>2</sup>

- ・外壁の高さ:外壁の各階の高さは一律 2.4mとします。
- ・壁比率:壁比率は開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したものとし、 一律 0.75 とします。(開口部は玄関ドア、窓、換気口等を含む)。

# (ウ)床

## 【施工面積の算出例】



施工面積求積表

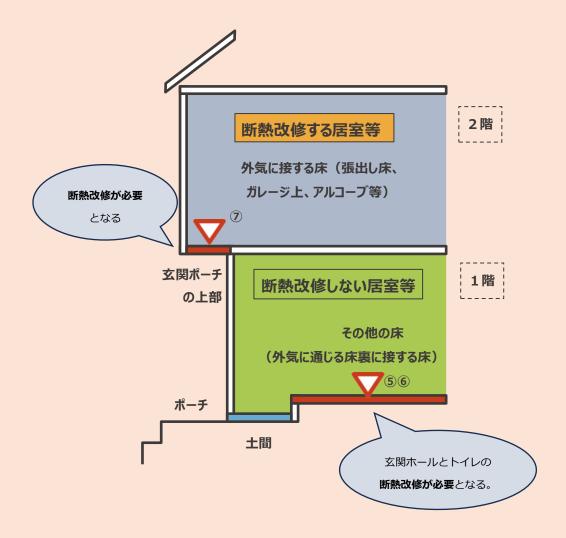
番号	計算式(mm)	施工面積(m²)
1	$6,370 \times 6,370$	40.5769
2	$4,550 \times 2,730$	12.4215
3	4,095 × 1,365	5.589675
4	1,820 × 1,820	3.3124
(5)	$4,095 \times 1,365$	5.589675
6	1,365 × 1,820	2.4843
	1 階合計	69 97 <del>445</del>

番号	冒	計算式 (mm)	施工面積(m²)
7、		910×1,820	1.6562
•			
	1	番号は図面等と	
		整合性を取る。	
		発口はで取る。	
	•	2 階合計	1.65 <del>62</del>
			1

小数点第 3 位以下を 切り捨てる。

【床】施工面積合計 69.97+1.65=71.62m<sup>2</sup>

# ◆断熱改修の対象となる直下床断熱の考え方



床を改修部位として選択したときに 2 階を断熱改修する居室等にした場合、<u>1階が非対象の場合でも、直下(水平投影)の床(⑤⑥)は断熱改修が必要</u>です。ただし、土間部分は改修する必要はありません。<u>2階張り出し床(⑦)は、外皮扱いになるため断熱</u>改修が必要です。

# 2 実績報告

## (1) 第 15 号様式 (第 13 条関係) 実績報告書

第15号様式(第13条関係)

#### 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	実績報告日 令和7年10月1日
申請者の所在地・住所	申請者
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能	(法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名
寺前町488番地	株式会社〇〇〇〇
	代表取締役 京都 太郎
	(個人の場合) 氏名
	電話番号 000 - 000 - 0000
	メールアドレス 〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付決定通知を受けた補助対象事業の実施実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1	補助金実績報告額(千円未満切捨て	(2) 金 3,006,000	円
	補助対象設備	実績報告額	
2	太陽光発電設備	1, 333, 000	<b>円</b> 3
	蓄電池	1, 553, 000	円
	高効率空調機器	120,000	円
			円
			円

2 補助対象事業の開始及び完了の日

開始日 完了日 令和7年7月15日 令和7年9月15日

3 交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請内容を変更した場合は、その内容

- ●交付決定通知の発行日及び文書番号を入力してください。
- ②導入した補助対象設備をすべて入力してください。
- ❸補助対象設備ごとに実績報告額<sup>※</sup>を入力してください。
  - ※ 変更承認を受けている場合は、変更後の金額を入力してください。
- ④補助事業全体の実際の開始日<sup>※1</sup>と完了日<sup>※2</sup>を入力してください。
  - ※1 契約締結日又は工事着工日のいずれか早い方
  - ※2 工事完了日又は工事費用の支払日のいずれか遅い方
- 6補助金額の変更を伴う変更がある場合は、予め変更承認手続を行う必要があります。

		_
	4 補助対象事業等の内容 (1) 再エネ100%電力への切替え	
6	■対応済 (令和7年9月 切替え済み) □対応予定 (令和 年 月 切替え予定) 切替え未対応理由:	
	91首九木对心廷田·	
	※ 原則、実績報告時に再エネ100%電力に切り替えている必要があります。やむを得ない理由がある場合のみ「対応予定」とし、未対応の理由を記載してください。なお、切替え後に別途、切り替えたことがわかる資料の提出が必要です。 ※ オフサイトの太陽光発電設備及び効果促進事業の場合は、再エネ100%	)
	電力への切替えについては入力不要です。 (2) 景観手続(太陽光発電設備を導入した場合のみ)	
7	□ 手続不要 ■ 手続済 ■ 「届出番号又は許認可番号	

#### 5 委任状

私は、要綱第18条に規定する交付申請取下手続の代行について、以下の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	株式会社□□□□
担当者氏名	都 花子
所在地	京都府京都市□□区□□□番地
電話番号	
メールアドレス	
営業日	月~金 午前□時~午後□時

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

#### 6 同意事項

8

私は、次の事項について同意します。

- 実績報告書の添付書類として提出する補助対象設備の設置後写真について、京都市が、京都市又は京都市脱炭素先行地域づくり事業のウェブサイトへの掲載等に使用すること。ただし、個人が特定される写真については、当該部分に適切な措置(モザイク処理等)が施されるものとします。
- ⑥再エネ100%電力への切替え状況(「対応済」又は「対応予定」のいずれか)をチェックしてください。なお、やむを得ない理由があり「対応予定」としている場合は、未対応の理由を入力してください。
  - ※ 原則、実績報告時に再エネ100%電力に切り替えていることが補助金の交付要件であり、未 対応の理由によっては補助金を交付できないことがありますので、プルダウンから「4. その他(以下に具体的な理由を入力してください。)」を選択する場合は、予めご相談ください。
- ⑦太陽光発電設備の設置に係る景観手続に関する書類に記載されるもので、次の内容を、 番号を含めすべて入力してください。

「京都市指令都景風第~号」「京都市指令都景景第~号」「修~号」「眺~号」

②記載内容に同意いただき、チェックしてください。

## (2) 写真の撮影について

補助金のご利用に当たっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必要となります。撮影を忘れた場合、補助金を交付できない。ことがありますので、予め以下の表をご確認いただき、必要な写真をご撮影ください。

※ 各段階でどのような写真が必要となるのかについては、下表をご参照ください。

表 写真撮影の要否

補助対象設備	着工前	工事中	完了後
太陽光発電設備	×	×	0
蓄電池	×	×	0
ZEH · ZEH+	$\circ$	$\circ$	0
既存住宅断熱改修	$\circ$	$\circ$	0
高効率空調機器	$\circ$	×	0
高機能換気設備	×	×	0
高効率照明機器	×	$\circ$	0
高効率給湯器	0	×	0
コージェネレーション	0	×	0

○:要撮影、×:撮影不要

- ・ 写真は、工事が行われたことを確認するために必要です。(工事前後の違いがわかりにくいものは、違いの分かる部分の写真を追加するなどしてください。)
- ・ 補助の対象となる工事ごとに工事前、工事中、工事後の写真を同一アングルで撮 影し、分かりやすくまとめてください。
- ・ 写真撮影の際は、「工事名」「撮影日」「撮影箇所」を記載した黒板等を一緒に撮影 してください。
- 写真の撮影箇所がわかるように各写真に番号や符号などを付けてください。
- 計画図面や見積書等の番号や符号と対応させてください。

#### 【断熱改修に関する写真撮影の留意点】

- ・ 必要な工事写真は原則として以下のとおりです。特に工事前、工事中の写真の撮り忘れがないようにご注意ください。
  - ※ 断熱改修に関する写真の撮影方法については、以下URLの環境省「既存住 宅の断熱リフォーム支援事業の交付決定後の事業の手引き(トータル断熱)」 や「先進的窓リノベ 2025 事業の交付申請の手引き」も参考にしてください。
    - Thttps://www.heco-hojo.jp/danref/formats\_R7\_09.html
    - ▼https://window-renovation2025.env.go.jp/document-download/

### 工事写真撮影のポイント (窓・ガラス/ドア)

	窓・ガラス/ドア
①施工前	□ <b>既存窓</b> の写真
	□窓全体が写っている。(カーテン等で隠れていない)
	□増築等により <b>開口部を増設する場合</b>
	□改修前の外観が確認できる
	□上記について、すべての箇所で撮影した
<u> </u>	
②施工中・	□ <u>新設窓</u> の写真
施工後	□ <u>①と同一アングル</u>
	□窓全体が写っている。(カーテン等で隠れていない)
	□仕様が分かるラベルが写っている(全体写真で見えない場合
	は個別可)
	□上記について、すべての箇所で撮影した

- ※ それぞれの写真がどの箇所を撮影したものか、図面上の番号を付してください。
- ※ 平面図上でどのアングルから撮影したか図示するなど、わかりやすく示して ください。

## 工事写真撮影のポイント (天井/外壁/床)

	天井/外壁/床
①施工前	<ul><li>□<b>解体撤去前</b>の写真</li><li>□施工面全体が写っている(写り切らない場合は複数枚可)</li><li>□<b>使用する製品</b>が現場に納品されていることが分かる写真</li><li>□量が分かる</li><li>□スケールで厚みが分かる(ボードやグラスウール等の場合)</li><li>□製品名が分かる</li></ul>
②施工中 ・施工後	□断熱材を敷設していることが分かる写真 □施工面全体が写っている(写り切らない場合は複数枚可) □断熱材を重ね貼り施工する場合は、重ねたことがわかる □スケールや厚み検査ピンで厚みが分かる(吹付・吹込の場合) □製品名が分かる(ボードやグラスウール等の場合)

- ※ それぞれの写真がどの箇所を撮影したものか、図面上の番号を付してください。
- ※ 平面図上でどのアングルから撮影したか図示するなど、わかりやすく示してください。
- ※ HP に参考書式を掲載しています。
- ※ 改修面積に含まれる部分で写っていない部分がないようにしてください。

# 3 請求

## (1) 第 17 号様式 (第 15 条関係) 交付請求書



●請求書を申請受付窓口に提出する日の年月日を入力してください。

ただし、実績報告書とあわせて提出する場合は、空のまま提出してください。申請受付窓口で交付額決定通知の発行日を入力します。

- 2補助金の申請者名を入力してください。
- ❸補助金の申請者の住所を入力してください。
- ❹補助金の請求額(=交付額)を入力してください。
- ❺請求書と同時に提出する通帳等と内容を一致させてください。

# 4 よくある不備

申請時によくある不備をまとめましたので申請書類の作成時にご参考ください。

(ケース1) 本人確認書類、建物登記、土地登記の発行から3箇月以上経っている。

⇒発行から3箇月以内のものを取得しご提出ください。

(ケース2)見積書、設置図、CO2削減量の算定根拠資料、カタログの間で補助対象設備の型番に不整合がある。

⇒どの型番の設備を設置予定なのか判別がつきませんので、申請で提出するいずれの 書類上においても記載を一致させてください。

(ケース3) 見積書上で、補助対象経費と補助対象外経費の別が不明である。

⇒予め見積書に「補助対象」又は「補助対象外」等の記載を行っていない場合は、別 途対照表を作成するか、見積書に「補助対象」又は「補助対象外」の別を追記する などしてください。

(ケース4) 見積書のどの項目が事業費内訳表(別紙2) の各費目(細分) にどう振り 分けられているのか不明である。

⇒どの費目に振り分けたのかを見積書上に記載する、又は、対照表を作成するなどしてください。

(ケース5) 一括値引きされており、どの経費に対する値引きなのか不明である。

⇒事業費内訳表(別紙2)の費目(細分)ごとの値引き額が分かるように見積書を修正する、又は、別途対照表を作成するなどしてください。

(ケース 6) 設置後写真が不足しているほか、ぶれていて型番が読み取れないものもある。

⇒いずれも追加で撮影してご提出ください。